

# 令和7年度

# 公募要領

# 創薬支援推進事業 産学連携による創薬 AI プラットフォーム開発 (委託研究開発)

令和6年12月

提案書類締切

令和7年1月6日(月)【正午】厳守

# 国立研究開発法人 **日本医療研究開発機構** 創薬事業部 創薬企画・評価課

<問合せアドレス>

id3daiia"AT"amed.go.jp

("AT"の部分を@に変えてください。)

# AMED からのメッセージ

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) 理事長 三島 良直

## 社会共創の推進に係る取組

AMED 事業である研究開発は、いずれも我が国における健康・医療に関する課題の解決に資するものであり、社会との対話や協働を通じて、国民の安全・安心を確保しつつ、社会から理解・信頼を得ながら実用化を進めることが必要です。研究開発成果を一刻も早く実用化し、患者・家族の元にお届けし、社会の発展に貢献するため、AMED 事業においては、研究開発の初期段階から倫理的・法的・社会的課題(ELSI:Ethical Legal and Social Issues)を把握・検討し、その対処方策を研究計画等に組み込んだ研究開発を推進します。

また、医療分野の研究開発の実施に当たっては、医療研究開発の現場がより良いものとなり、その結果として研究成果が社会により良い形で普及・還元されることに寄与することが求められます。そのためには、医療研究開発の意義やそれが社会にもたらす恩恵等を積極的に社会と共有すること、研究開発の立案段階から患者・市民参画(PPI: Patient and Public Involvement)によって社会のニーズに応えるような研究開発成果を創出すること、対等なパートナーシップに基づく研究者と患者・市民の協働が広がることが重要です。このような観点から、患者一人ひとりに寄り添い、3つの LIFE(生命・生活・人生)を支えながら、医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者・家族の元にお届けするという使命を果たすため、AMED事業においては、医療研究開発プロセスにおいて、研究者が患者・市民の知見を取り入れる PPI の取組を推進します。

# 研究開発におけるダイバーシティ推進に係る取組

「ダイバーシティ(多様性)」はイノベーションの源泉であり、一人ひとりの幸せや創造的な価値を実現するために必要不可欠な要素です。AMEDは健康・医療に関する研究開発に参画するすべての分野と役割におけるダイバーシティを重要視しつつ、最新の医薬品と医療技術を必要としている我が国並びに世界の人々に一刻も早く届けることをミッションとしています。すなわち、国籍、性別、年齢、経歴等に由来する多様な専門性や価値観を有する人々の参画を奨励し、その能力と見識を十分に発揮できる環境の醸成に努めることでミッション達成を目指します。

健康・医療分野の研究開発におけるダイバーシティに係る重要な取組の一つは女性研究者のさらなる活躍を可能とする環境作りです。我が国の様々な研究分野において、男女共同参画における女性研究者の比率は欧米諸国の状況に比較して低く、AMED事業においては優秀な女性研究者の積極的な登用・参画を促進するとともに、研究を遂行する過程における出産・育児・介護等のライフイベントを考慮した研究実施を支援していきます。

また、AMED 事業においては、支援する研究を適切に進めつつ、研究者に過大な負担がかからない課題評価や課題管理に従事する専門家についても多様な人材の登用を促進して研究資金配分機関として機能の高度化を図っていきます。

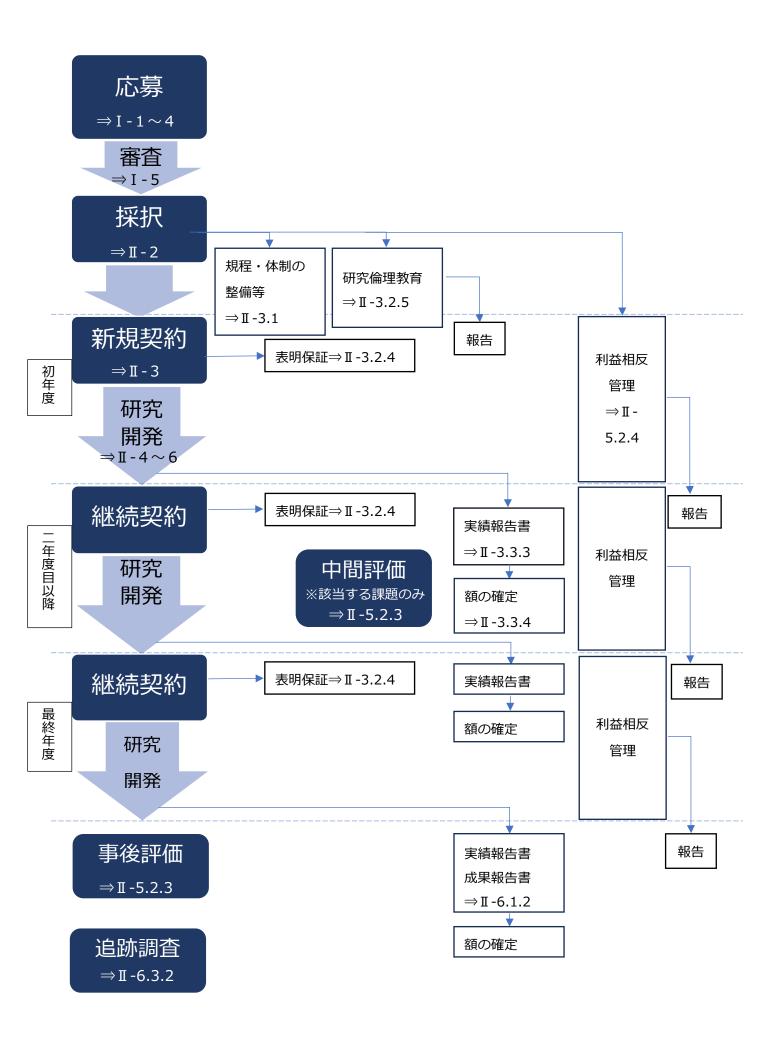
# 目次

【AMED からのお知らせ】令和 7 年度公募より、研究開発提案書の作成をより簡便にするために、公募要領の記載を第 I 部、第 II 部の 2 部制に変更いたしました。記載箇所をお探しの際は、目次次ページにございますフローチャートをご利用ください。

第 I 部	1
第 1 章 事業の概要	1
1.1 事業の概要、現状、方向性、目標と成果	
1.1.1 事業の概要、現状	1
1.1.2 事業の方向性	
1.1.3 事業の目標と成果	
1.1.3	
第 2 章 公募対象課題	
2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等	
2.2 選考スケジュール	
2.3 公募対象となる研究開発課題の概要	
2.3.1 公募課題について	5
2.3.2 採択条件	5
2.3.3 研究開発実施体制について	5
2.3.4 研究開発費について	6
第 3 章 応募要項	
3.1 応募資格者	
3.2 石手研究者の積極的な参画・活躍	
3.3.1 社会との対話・協働の推進	
3.3.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画(PPI)の推進	
3.3.3 性差を考慮した研究開発の推進	
3.4 研究開発におけるダイバーシティの推進	
3.5 データシェアリング	10
第 4 章 提案書類	12
4.1 提案書類の作成	
4.1.1 応募に必要な提案書類	12
4.1.2 提案書類の様式及び作成上の注意	12
4.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等	
第 5 章 審査	
5.1 提案書類の審査方法	
5.1.1 審査方法	
5.1.2 審査項目と観点	15
第6章情報の取扱	16
6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い	
6.1.1 情報の利用目的	16
6.1.2 必要な情報公開・情報提供等	

18 18
12
10
18
19
19
19
19
20
21
21
22
22
22
22
22
22
23
23
24
25
25
26
26
27
27
27
28
20
28
28 28
28
28 28
28 28 29
28 29 29
28 29 29 29
28 29 29 29 29
28 29 29 29 29
2829292929
28292929292929
28 29 29 29 29 29
282929292929292931
2829292929292931

	Ⅱ-5.1.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施	34
	Ⅱ-5.1.5 放射性廃棄物等の処分	34
	Ⅱ-5.2 研究開発遂行	34
	Ⅱ-5.2.1 代表研究機関と分担研究機関の役割等	34
	Ⅱ-5.2.2 課題の進捗管理	35
	Ⅱ-5.2.3 中間評価・事後評価等	35
	Ⅱ-5.2.4 利益相反の管理	36
	Ⅱ-5.2.5 健康危険情報	36
	II-5.2.6 研究者情報の researchmap への登録	36
Π-	-第6章 研究開発成果における注意事項	37
	Ⅱ-6.1 研究開発成果の取扱い・利活用	37
	Ⅱ-6.1.1 論文謝辞等における体系的番号の記載	37
	Ⅱ-6.1.2 研究開発成果報告書の提出と公表	37
	Ⅱ-6.1.3 データマネジメントプラン(DMP)(研究開発終了時の最新版)の提出と公表	37
	Ⅱ-6.1.4 研究開発成果の実用化に向けた措置	37
	Ⅱ-6.1.5 研究開発成果のオープンアクセスの確保	38
	Ⅱ-6.1.6 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと」	38
	Ⅱ-6.1.7 創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援	38
	Ⅱ-6.1.8 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援	39
	Ⅱ-6.1.9 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託	39
	Ⅱ-6.1.10 各種データベースへの協力	39
	Ⅱ-6.2 知的財産	40
	Ⅱ-6.2.1 研究開発成果の帰属	40
	Ⅱ-6.2.2 医療研究者・医療系学生向け知的財産教材	40
	Ⅱ-6.2.3 リサーチツール特許の使用の円滑化	41
	II-6.2.4 AMED 知的財産コンサルタント及び AMED リエゾンによる知財コンサルテーション支援	41
	Ⅱ-6.3 研究開発期間終了後の責務	41
	Ⅱ-6.3.1 成果報告会等での発表	41
	Ⅱ-6.3.2 研究開発終了後の責務	41
Π-	-第7章 不正行為等への対応	42
	II-7.1 不正行為等(不正行為·不正使用·不正受給)への対応	42
	Ⅱ-7.2 本事業以外の不正行為等(不正行為・不正使用・不正受給)に係る報告	42
	Ⅱ-7.3 不正行為等に対する措置	
	Ⅱ-7.4 本事業で申請及び参加資格の制限が行われた場合の他の競争的研究費等における制限	
	II-7.5 他の競争的研究費等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者等に対する制限	_
	II-7.6 不正事案の公表	
Π-	- 第 8 章 次世代人材育成の推進	_
	II - 8.1 博士課程学生の処遇の改善	_
	Ⅱ-8.2 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保	
<b>♦</b>	お問合せ先	46



# 第I部

# 第1章 事業の概要

本公募要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)が実施する創薬支援推進事業・産学連携による創薬 AI プラットフォーム開発の公募研究開発課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。

## 1.1 事業の概要、現状、方向性、目標と成果

### 1.1.1 事業の概要、現状

AI(Artificial Intelligence: 人工知能)は、深層学習・生成モデル等の手法の発展、計算機の性能の向上、入手できるデータの増大等による実用性の急速な向上によりさまざまな分野で活用されています。特に近年、AI の進化はめざましく、生成 AI の登場により、AI の汎用性が飛躍的に向上し、より自律的で創造性のある「汎用生成 AI」の実現に期待が寄せられています。医薬品の研究開発においても、このような AI 技術は創薬プロセスの時間とコストの大幅な削減等、効率化に資する技術として、また全く新規な医薬品開発をもたらす手法として期待されています。

本事業では、最新の高度な AI 技術に基づく"創薬ターゲット予測・シーズ探索 AI"を開発し、産学連携による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図るとともに、創薬プロセスにおける複数の AI システムを統合した創薬 AI プラットフォームを構築し、創薬プロセスの効率化と創薬ターゲットの枯渇問題の克服を目指します。

本事業の先行事業である「創薬支援推進事業・産学連携による次世代創薬 AI 開発(DAIIA)」は、令和2年度から5力年計画で実施されており、令和6年度末までに下記の項目を達成する見込みです。

- ① 公共データと企業から提供されたデータを統合して構築した AI 用データベース及び連合学習 (Federated Learning) にて作成した学習モデルを用いたオン・オフターゲット、薬物動態、毒性 予測が可能な「化合物プロファイル予測 AI」の開発
- ② 複数の構造生成 AI を組み合わせて、複数の標的分子に対する活性・選択性・ADMET(薬物動態・ 毒性)を同時に最適化して構造発生させる「新規化合物提案 AI」 の開発
- ③ 細胞に化合物を添加したときの遺伝子発現パターンの変化を基にした標的タンパク質予測や、疾患 特異的な遺伝子発現パターンから化合物を構造発生させる「オミクス情報等の多階層データを用い た創薬 AI」の開発
- ④ ①~③の3つの予測 AI を統合した低分子創薬に資する「DAIIA 統合創薬 AI プラットフォーム」の 構築

#### 1.1.2 事業の方向性

近年、めざましい発展を遂げている AI 技術や IT・デジタル技術を取り込み、創薬プロセスの初期段階における創薬ターゲット予測・シーズ探索を行う AI 開発を推進します。アカデミア研究者と製薬企業等の産業界が連携し、低分子のみならず中分子・高分子等のモダリティに適応する AI を開発するとともに、先行事業で構築済みの AI システム等を含む複数の AI システムを統合した、初期フェーズの創薬研究(ターゲット探索から新規医薬品候補となる化合物の提案、構造最適化とその合成)に活用できる創薬 AI プラットフォームの構築を目指します。

## 1.1.3 事業の目標と成果

本事業では、AMED 創薬事業部が中心となり実施する創薬総合支援事業(創薬ブースター)等のアカデミア及び企業における創薬研究の効率化に資することを目的として、以下の成果を産学連携により達成することを目標とします。

- 1. 最先端の AI 技術とシミュレーション等の技術を融合した "創薬ターゲット予測・シーズ探索 AI"を 構築すること
- 2. 空間マルチオミクス、パスウェイ、患者ゲノム、DNA/RNA/タンパク質、化合物等の公共データだけでなく、様々なデータを AI 学習に利用し、学習データを充実させて予測精度を向上させること
- 3. 産学連携により、学習データの充実や AI システムの機能を向上させること
- 4. 低分子のみならず、中分子・高分子へのモダリティにも適応させること
- 5. AI システムによって予測された結果を Wet 実験によって検証し、予測精度を向上させること
- 6. アカデミア創薬支援への活用・効率化に加え、製薬企業での実際の創薬現場で使える AI システムを 構築すること
- 7. 公開あるいは商用化等を通して社会実装できるユーザーフレンドリーな AI システムを構築すること
- 8. DAIIA で構築した AI システム等を含む複数の AI システムを統合した初期フェーズの創薬研究(ターゲット探索から新規医薬品候補となる化合物の提案、構造最適化とその合成)に活用できる創薬 AI プラットフォームを構築すること
- 9. 創薬ブースター等を通じてアカデミア研究者が当該創薬 AI プラットフォームを活用できる環境整備 及び利用支援を行う体制を構築すること

### 1.2 事業実施体制

AMED は、国が定める「医療分野研究開発推進計画」\*に基づき、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究及びシーズ開発・研究基盤の 6 つの統合プロジェクト及び基金事業による研究開発を推進しています。また、競争的研究費等の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、各統合プロジェクトに、プログラムディレクター(以下「PD」という。)を、各事業に、プログラムスーパーバイザー(以下「PS」という。)及びプログラムオフィサー(以下「PO」という。)を配置しています。さらに、各統合プロジェクトを横断する形で行われる「がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等」の疾患領域に関連した各事業については、その疾患領域ごとに、柔軟にそのマネジメントを行うため、疾患領域コーディネーター(以下「DC」という。)を配置しています。

なお、PS、PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS、PO 等に協力する義務を負います。

PS、PO 等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直しや中止(計画達成による早期終了を含む。)等を行うことがあります。

本事業では以下の PS、PO を配置して運営に当たります。(PO は事業の進捗に応じて追加・交代となる場合があります。)

・PS: 委嘱準備中 ・PO: 委嘱準備中

\* https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/senryaku/index.html

# 第2章 公募対象課題

公募の対象となる研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については第1章を、公募・選考の実施方法については第5章を、それぞれ参照してください。

# 2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等

#	分野、領域、テーマ等	研究開発費の規模	研究開発実施	新規採択課題
"		(一般管理費を含まず)	予定期間	予定数
1	産学連携による創薬 AI プラットフォーム開発	1 課題当たり年間 4.5 億円(上限)	令和7年4月(予定) ~令和11年度末	0~1課題程度

#### ●注意事項

- (1) 研究開発費の規模等は、申請額がそのまま認められることを確約するものではありません。
- (2) 申請額が課題申請時に規定されていた予算上限を超えていた場合は不受理とします。
- (3) 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、予算状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。
- (4)複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、研究費の不合理な重複及び過度の集中(詳細は II-第 2章を参照してください。)に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。また、応募中の研究開発課題が採択された場合は、速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。
- (5) 当該公募年度に研究開発代表者として本事業に参画を予定している場合は、研究開発代表者として本公募に応募できません。ただし、研究開発分担者の立場であれば複数の課題に参加可能です。その場合は、研究費の不合理な重複及び過度の集中(詳細は II-第 2 章を参照してください)に該当しないようにエフォートを適切に配分してください。
- (6) 研究開発開始3年度程度を目安として実施する中間評価において、研究開発進捗を基にした研究開発課題終 了時の実用化・事業化の具体的な計画(研究開発体制の再構築を含む)を示していただきます。研究開発進 捗状況等によっては、研究開発の中断や研究開発費が変動することがあります。
- (7) 最終目標までのロードマップが明確な研究であることが求められます。
- (8) 目標を明確にするため、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを研究開発提案書へ具体的に記載してください。
- (9) 研究開発提案書の作成にあたり、以下の点も留意してください。
  - ・事業趣旨及び公募課題の目的を理解し、研究の目的、特色・独創性、目標達成の可能性、期待される成果 等を含む研究概要を具体的かつ簡潔に記載すること。
  - ・研究開発代表者が提案に至った独自の着想や独創性について、従来の研究動向では解決し得なかった課題 点と対比し、記載すること。
  - ・研究全体の目標を達成するためのロードマップを作成し、研究開発項目ごとの達成しようとする研究目標 の節目となる到達点・達成事項及び研究開発項目間の関連性を簡潔に記載すること。
  - ・産学連携に関して、企業との連携方法を具体的に記載すること。(応募時点で企業の了解を得ておく必要はありませんが、実現可能性について評価します。)
  - ・研究終了後の将来構想について、想定する波及効果やインパクト等を記載すること。

- ・体制図として、研究開発代表者、研究開発分担者、研究参加者、主な外部委託先等について、役割と相互 連携関係を明示すること。
- (10) エビデンスを示すために AI を活用する場合は、研究遂行に必要となる適切な専門家と連携すること。
- (11) 研究開発体制に含む疫学専門家は、学会の専門家(認定)制度による認定資格を有する等の専門的な知識や 経験があることが望ましい。
- (12) 本事業で採択する研究開発課題において、新規に人の検体やデータを取得する計画を含んでいる場合は、検体等の提供者から同意を得る際に、「AMED が支援する研究開発課題のうち、新規に人の検体やデータの取得を開始する場合において、同意を得る際の説明文書に盛り込むべき事項(AMED 説明文書用モデル文案)」の「3. AMED 文案」を使用した説明文書を用いて同意を得ることを求めます。

#### (AMED 文案に関する補注)

AMED は、政府の健康・医療戦略に基づき、AMED が支援する研究で得られたデータが、研究や疾病予防、医薬品・医療機器等の開発等の目的において、データを取得した機関以外の第三者に提供され幅広く活用されるよう、データ利活用の推進に取り組んでいます。この目的で AMED は、AMED が支援する研究開発課題のうち、新規に人の検体やデータを取得する場合に、説明文書に盛り込むべき項目を整理し、AMED 文案を作成しました。AMED 文案は、関連法令及び倫理指針に則って、法律の専門家、生命倫理の専門家が含まれる AMED の「データ利活用に関する検討会」において作成され、「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に基づき開催される、「健康・医療データ利活用基盤協議会」における議論を経たものです。以下のURLより AMED 文案をダウンロードし、AMED 文案を使用する際には、AMED 説明文書用モデル文案ユーザーズガイドを必ず参照してください。

「データの第三者提供と利活用を円滑・適正に進めるための文書 |

https://www.amed.go.jp/koubo/data sharing template.html

### 2.2 選考スケジュール

本事業における提案書類の受付期間・選考スケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。

提案書類の受付期間・選考スケジュール(なお、注意事項(1)~(9)に留意してください。)		
提案書類受付期間	令和 6 年 12 月 3 日 (火) ~ 令和 7 年 1 月 6 日 (月)【正午】(厳守)	
書面審査	令和7年1月上旬~令和7年1月下旬(予定)	
ヒアリング審査	令和7年2月中旬(予定)	
採択可否の通知	令和7年3月下旬(予定)	
研究開発開始(契約締結等)日	令和7年4月1日(火)(予定)	

#### ●注意事項

- (1) 全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。
- (2) 提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。
- (3) ヒト全ゲノムシークエンス解析を実施する場合で、ヒト全ゲノムシークエンス解析プロトコール様式の提出がない場合は、不受理とします。

- (4) 選考期間を通じ、提案書類受付期間終了後、研究開発代表者に対して、AMED が電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください(回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります)。
- (5) ヒアリング審査はウェブ会議ツール等による実施の場合があります。
- (6) ヒアリング審査を実施する対象課題の研究開発代表者に対しては、原則としてヒアリング審査の1週間前までに電子メールにてご連絡します(ヒアリング審査の対象外の場合や、ヒアリング審査自体が実施されない場合には連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください)。ヒアリング審査の実施や日程に関する情報更新がある場合は、Ⅱ-第1章に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、参照してください。ヒアリング審査の対象か否かに関する個別回答は行いません。
- (7) ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。
- (8) 感染症の流行や災害等による社会的混乱等の不測の事態のため、ヒアリング審査の方法を変更したり、中止したりである場合があります。また、ヒアリング審査が中止の場合は、書面審査期間を延長する場合があります。
- (9) 「研究開発開始(契約締結等)予定日」(以下「予定日」という。)は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、公募要領の他の記載の取扱いと同じく、契約締結等をお約束するものではありません。この予定日に契約を締結等するためには、研究開発計画(研究開発費や研究開発体制を含む。)の作成や調整について、研究機関等の皆様のご尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS、PO 等との調整等を速やかに実施し、早期の契約締結等に努めます。

## 2.3 公募対象となる研究開発課題の概要

### 2.3.1 公募課題について

研究開発の必須要件は以下のとおりです。

(本事業全体の概要、及び目標と成果については第1章を参照してください。)

- · 創薬ターゲット予測及びシーズ探索ができる AI であること
- ・ 低分子から高分子までを対象モダリティとすること
- ・ 産学連携により、学習データの充実又は予測精度の向上を図ること
- · Wet 実験による予測精度の検証を盛り込むこと
- ・ 先行事業 DAIIA で構築した AI システムを含む複数の AI システムを統合した創薬 AI プラットフォームを構築すること

# 2.3.2 採択条件

- 2.3.1 の必須要件を満たし、かつ、以下に資するものを採択します。
- ・創薬総合支援事業(創薬ブースター)等のアカデミア創薬支援
- ・アカデミア及び製薬企業での創薬研究の効率化

### 2.3.3 研究開発実施体制について

採択された研究開発課題の研究開発代表者及び研究開発分担者は、PS、PO の指導・助言の下、本事業の目的達成に向け、AMED 及び本事業に協力する製薬企業等と一体となって研究開発を推進していただきます。また、産学官の関係者で構成され、本事業の推進のために設置される会議(連携会議)に出席していただきます。

# 第I部

第Ⅱ部

実施体制については、PS、PO、課題評価委員の指導・助言に基づき、必要に応じて参加機関の追加等の 見直しを要請する場合があります。

# 2.3.4 研究開発費について

研究開発費には、AI システム開発、データ収集・キュレーション、Wet 検証、プラットフォーム開発、ユーザーインターフェース開発を含みます。アカデミア創薬支援に必要となる環境整備及び利用支援に係る経費については、研究開発費とは別に措置されます。

# 第3章 応募要項

### 3.1 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下(1)~(5)の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(研究開発代表者)とします。

なお、特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日又は令和7年4月1日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能であれば応募できます。ただし、契約締結日又は令和7年4月1日までに要件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。

なお、分担研究機関については、研究開発分担者の主たる研究場所となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。海外で研究活動をする場合には、内容について AMED と契約時に必要な条件を満たすか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します(一部直接契約の分担研究機関もあります)。

所属する研究機関等と主たる研究場所が異なる場合は、別途ご相談ください。

- (1) 以下の(A)から(G)までに掲げる研究機関等に所属していること。
  - (A) 国の施設等機関<sup>\*1</sup> (研究開発代表者が教育職、研究職、医療職<sup>\*2</sup>、福祉職<sup>\*2</sup>、指定職<sup>\*2</sup> 又は任期付研究員である場合に限る。)
  - (B) 公設試験研究機関<sup>※3</sup>
  - (C) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学及び同附属試験研究機関等(大学共同利用機関法人も含む。)
  - (D) 研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団 法人
  - (E) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人及びその他特別の法律により設立された法人
  - (F) 非営利共益法人技術研究組合<sup>※4</sup>
  - (G) その他 AMED 理事長が適当と認めるもの
    - ※1 内閣府に置かれる試験研究機関や国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる 試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいい ます。
    - ※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。
    - ※3 地方公共団体の附属試験研究機関等
    - ※4 技術研究組合法(昭和36年法律第81号)に基づく技術研究組合
- (2)課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続等の事務を行うことができること。
- (4)課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。) 及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対処を行うことができること。

(5) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等 AMED の求めに応じて協力すること。

### 3.2 若手研究者の積極的な参画・活躍

AMED では、国が定める「医療分野研究開発推進計画」\*に基づき公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元することを推進しております。したがって、AMED の各事業においては、積極的に若手研究者を登用することが望まれます。

AMED の公募における「若手研究者」とは、研究開発開始年度の 4 月 1 日時点において、①年齢が満 43 歳未満の者、②又は博士号取得後 10 年未満の者のいずれか高い方とします。③ただし、出産・育児又は介護により研究に専念できない期間があった場合は、①あるいは②に当該期間分(最長 2 年。延長の単位は月単位とし 1 月未満の日数は切り上げます(例:研究に専念できない期間が17 ヶ月 14日の場合は 18 ヶ月の延長となります。))加算することができます。

なお、採択後は必要に応じて、出産・育児又は介護の事実及び研究に専念できない期間を証明する 関係書類を提出していただく場合があります。

\* https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/senryaku/index.html

### 3.3 医療研究開発の「社会共創」の推進

AMED は、「社会共創(Social Co-Creation)」の取組として、①医療研究開発にともない生じる倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応、②多様な幸せ(well-being)を実現するためのダイバーシティ推進、③ Society 5.0 における医療研究開発のための持続可能な開発目標(SDGs)への対応を、組織として推進しています。

(参考) AMED ウェブサイト「社会共創」

https://www.amed.go.jp/socialcocreation/index.html

# 3.3.1 社会との対話・協働の推進

「「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が必要です。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa honbun.pdf

### 3.3.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画(PPI)の推進

AMED は、患者さん一人一人に寄り添い、3つの「LIFE(生命・生活・人生)」を支えながら、医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元に届けることを使命としています。こ

のことに鑑み、医学研究・臨床試験における患者・市民参画(PPI: Patient and Public Involvement)の取組を促進します。医学研究・臨床試験プロセスの一環として、研究者が患者・市民の知見を参考にするこの取組により、患者等にとってより役に立つ研究成果の創出や研究の円滑な実施、被験者保護の充実等が期待されることから、医学研究・臨床試験における患者・市民参画に積極的に取り組むようお願いします。

(参考) AMED ウェブサイト「研究への患者・市民参画(PPI)」

https://www.amed.go.jp/ppi/index.html

### 3.3.3 性差を考慮した研究開発の推進

「第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」、「男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

AMED が支援する研究開発においても、性別に特有の疾患(例:卵巣がんや前立腺がんなど)や性別で差がないことが明らかになっている疾患以外を対象とする研究開発又は調査を実施する場合には、性差を考慮した研究開発の推進が期待されます。本件に関する関連情報については、以下のウェブサイトをご参照ください。

(参考) AMED ウェブサイト「性差を考慮した研究開発の推進」

https://www.amed.go.jp/program/list/18/01/seisakenkyu.html

# 3.4 研究開発におけるダイバーシティの推進

「第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」、「男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。

これらを踏まえ、AMED では、研究代表者がライフイベント<sup>※</sup>により研究から一時的に離脱せざるを得ない場合又は研究に専念できる時間が短くなる場合に、当該研究者の代行者等により、研究を継続できるよう配慮・支援をします。

なお、本支援の適用にあたっての不明点は、本事業担当課までお問い合わせ下さい。

※ 対象となるライフイベント

出産:産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び産後8週間

育児:子が3歳に達するまでの期間

介護:6ヶ月の期間内において必要と認められる期間(必要に応じて延長することができます。)

# 3.5 データシェアリング

医療分野において、研究開発成果として生み出されたデータの取扱いについては、同じ問題意識を持つ研究者にとっても有用なものであるため、研究者間のデータシェアリングの重要性が認識されています。これと同時に、公的資金によって実施される研究開発によって生み出されたデータをめぐっては、その公共性・公益性の高さから、リポジトリー登録や適時公開等を行うことで、それらの 2 次的な利活用の可能性の拡大を図ろうとする動きがあります。加えて、研究開発の実用化を目指すため、詳細で正確な臨床情報やゲノム情報等のデータを大学や研究所といった学術研究機関のみならず、産業利用を担う民間企業等の産業界が協働し、新たな診断法や治療法の開発を行うことが求められています。

AMED では、全ての委託研究開発事業の契約締結時において、研究機関等に対しデータマネジメントプラン(以下「DMP」という。)の提出を義務づけるとともに、研究開発データの定義や取扱い等に関するポリシー「AMED における研究開発データの取扱いに関する基本方針」と具体的な運用指針をまとめた「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」<sup>※</sup>を策定し、AMED ウェブサイトで公開しています。なお、DMP の提出についての詳細は II -第 3 章を参照してください。

また、研究機関等が AMED からの支援を受けて行う研究開発に関連して創出、取得又は収集するあらゆる研究開発データを第三者に開示又は提供することを原則として禁止した上で、AMED の上記ガイドライン上で許容されている場合又はあらかじめ AMED の承諾を得た場合に限り、第三者に開示又は提供することを可能としています。

さらに、研究開発データを非制限公開データ、制限公開データ、制限共有データ、非公開データに分類するとともに、研究開発データのうち、第三者に公開することが適切ではないデータ以外のデータについては、原則として、非制限公開データ又は制限公開データのいずれか指定し、公開することを求めています。そして、非制限公開データ又は制限公開データに該当するデータであっても、公開されるまでの間は制限共有データとして、特定の第三者とのみ共有することも許容しています。詳しくは、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」\*\*を参照してください。

\* https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html

AMED では、AMED が支援する研究開発から得られたデータの利活用を推進するために、AMED データ利活用プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を構築し、サービスを提供しています。

\* https://www.kantei.go.jp/jp/sinqi/kenkouiryou/genome/genome dai13/siryou4.pdf

プラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシークエンスデータについては、既にプラットフォームで共有されているデータと品質を同等に担保すること、さらにはゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であることを目的として、既にプラットフォームで共有されているデータと同等のゲノム解析プロトコールを用いて生成したシークエンスデータであることを求めます。

そのため、研究開発計画においてヒトの全ゲノムシークエンス解析 $^{*1}$  を実施するにあたっては、その解析に用いるプロトコール情報の提出を必須とします $^{*2}$ 。

ヒト全ゲノムシークエンス解析のプロトコールについては、特に下記の項目について明記することが求められます。

- ・ライブラリー作成(キット名、断片長等)
- ・シークエンス反応(キット名、リード長等)
- ・解析装置の機種名(機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入)
- ・クオリティーコントロール(QC)の方法
- ・リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

さらに、AMED 研究開発で行うヒトの全ゲノムシークエンス解析は、外部機関等に解析を業務委託するか否かにかかわらず、当該ゲノムシークエンス解析に用いる検体、当該ゲノムシークエンス解析結果(FASTQ 生配列データ及び VCF データを取得するまでの過程で生成されるデータを含む)のいずれについても、以下の場合を除き、国外に持ち出すことはできません<sup>※2</sup>。

- ・ヒトの全ゲノムシークエンス解析結果やその考察から得られた知見の学術誌への論文発表、学会発表等
- ・国際共同研究や企業の利活用等、正当な理由があるものとして個別に研究者が AMED に協議し、 AMED が関係省庁と協議の上で例外として認める場合

なお、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」に基づき、データマネジメントプランを見直し又は改訂する場合には、AMED の承諾を受けることが必要です。

#### ※1 全ゲノムシークエンス解析

- ・ここでは、次世代シークエンサーを利用した全ゲノムシークエンス解析及び全エクソーム解析を指します。 なお、次世代シークエンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム 解析や、アレイ解析、サンガー法によるシークエンス解析は含みません。
- ・生体試料から VCF データを得るまでのプロセスを指します。
- ※2 厚生労働省の新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ(REBIND)におけるヒトの全ゲノムシークエンス解析の取扱いについては、事業方針に従います。

【参考】ゲノム医療実現のための データシェアリングポリシーについて

https://www.amed.go.jp/koubo/datasharing.html

# 第4章 提案書類

## 4.1 提案書類の作成

### 4.1.1 応募に必要な提案書類

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式1)研究開発提案書	

### 4.1.2 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の作成

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

研究開発提案書は、原則として日本語での作成です。記載漏れなど不備がある場合は、審査対 象外となることがあります。

- (A)字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- (B)入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。
- (C)英数字は、原則として半角で入力してください。((例) 郵便番号、電話番号、人数等)
- (D)提案書類は、下中央にページ番号を付与してください。
- (E)提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。
- (2) 法令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。 詳細は II-第5章を参照してください。

(3) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

研究開発代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表研究機関(研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託契約を締結する研究機関)の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の了承を得てください。

(4) 提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 対象外となる提案について

以下のような提案は本事業の対象外です。

- (A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案
- (B) 本研究開発課題に使用しない設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

#### 4.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等

(1)動物実験に関する自己点検・評価結果

# 第I部

# 第Ⅱ部

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号) 又は厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正)に定められた動物種 を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本 指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求める ことがあります。

# 第5章 審査

AMED においては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施を目指して、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

## 5.1 提案書類の審査方法

### 5.1.1 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMED の「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を確認し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価(審査)を実施します。審査にあたり課題評価委員長の求めがあった場合には、AMED 理事長が指名する外部有識者が意見を述べることができます。課題評価委員会は、定められた審査項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

#### ●注意事項

- (1) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (2) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、 審議により評価を行います。なお、審査の過程で研究開発代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (3) 採択に当たっては、審査結果等を踏まえ、研究開発代表者に対して、目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、経費の額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価については I-第 5 章を参照してください。
- (4)審査終了後、AMED は研究開発代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問合せには一切応じられません。
- (5)課題評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられています。
- (6) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMED ウェブサイトへの掲載等により公開します。 また、課題評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED 全体を一括して公表します。(ウェブサイトへの掲載等の詳細は、第6章も参照してください。)
- (7)公正で透明性の高い評価を行う観点から、AMED の「課題評価委員会の委員の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」に基づき、課題評価委員の利益相反マネジメントを行います。課題評価委員が以下に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象として AMED に対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。
  - ① 被評価者が家族であるとき
  - ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業 に所属している者であるとき
  - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
  - ④被評価者が博士論文の指導を受ける等、緊密な師弟関係にある者であるとき

- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度 において100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- (8) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PD、PS、PO、課題評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行うことは禁止します。
- (9) 本事業においては、応募した者が過去に AMED から受けた研究費のうち、今回の提案課題の立案に活用した研究開発課題の中間評価結果や事後評価結果を踏まえて、提出された提案書類の審査を行う場合があります。

### 5.1.2 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分 担研究機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担研究機関の必 要性と、分担研究機関における研究開発の遂行能力等も審査の対象となります。

- (A) 事業趣旨等との整合性
  - ・事業趣旨、目標等に合致しているか
- (B) 科学的・技術的な意義及び優位性
  - ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
  - ・独創性、新規性、革新性を有しているか
  - ・医療分野の進展に資するものであるか
  - ・新技術の創出に資するものであるか
  - ・社会的ニーズに対応するものであるか
  - ・医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか
- (C) 計画の妥当性
  - ・全体計画の内容と目的は明確であるか
  - ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
  - ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
- (D) 実施体制
  - ・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
  - ・十分な連携体制が構築されているか
  - ・申請者等のエフォートは適切であるか
  - ・不合理な重複/過度の集中はないか
- (E) 所要経費
  - ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- (F) データマネジメントプラン(DMP) の妥当性
- (G) 事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目
  - ・創薬総合支援事業(創薬ブースター)等のアカデミア創薬で活用できるか
  - ・製薬企業での創薬研究の効率向上を目指し、データ提供等に協力した製薬企業へ、より高精度 のシステムを提供できるか

# 第6章 情報の取扱

# 6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い

### 6.1.1 情報の利用目的

不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、新規事業創出等のAMED事業運営に資する研究動向やマクロ分析、研究開発の委託業務、II-第6章に記載されている研究支援のために利用されます。

なお、研究提案した研究者及び当該研究者の所属機関の権利利益を不当に侵害することがないように、 当該情報の利用目的は上記業務に限定します。

また、不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報については、法人文書管理、個人情報保護及び情報公開に関連する法令並びに AMED 例規等の定めに則り適切に管理し、研究提案した研究者及び当該研究者の所属研究機関の権利利益を不当に侵害することがないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密を厳守します。詳しくは以下のウェブサイト\*を参照してください。

※「公文書管理制度」(内閣府)

https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html

「個人情報保護法等」(個人情報保護委員会)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/

「情報公開制度」(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html

#### 6.1.2 必要な情報公開・情報提供等

- (A) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究開発課題名、参加者リストに記載される研究に関わる者の所属研究機関・役職・氏名、予算額、実施期間、研究概要もしくは要約及び成果報告書(公開情報))<sup>※1</sup>は、整理・分類し AMED ウェブサイト、AMED 研究開発課題データベース(AMEDfind)及び AMED が協定等に基づく協力関係を有する研究資金配分機関等が運営する公的データベース等(World RePORT<sup>※2</sup>等)から公開する場合があります。
- (B) 申請された課題全てについて、マクロ分析に必要な情報は AMED において分析し、その分析結果については、関係府省や研究資金配分機関等に提供されて公表される他、ファンディング情報のデータベース等\*3に掲載される場合があります。
- (C) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の競争的研究費制度の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。
  - ※1「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに 定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱います。
  - ※2 World RePORT とは

主要国の研究資金支援機関が支援している国際連携研究を対象としたデータベースです。従来確認が 困難であった各国が行っている国際的な研究連携を可視化する事を目的としています。管理・運営は 米国国立衛生研究所(NIH)が行っており、NIH、英国医療研究評議会(MRC)、ビル&メリンダ・ゲ

# 第I部

# 第Ⅱ部

イツ財団(BMGF)、欧州委員会(EC)、カナダ健康研究機関(CIHR)、ウェルカムトラストなど、世界中の12の研究資金提供機関の情報が現在登録されています。

https://worldreport.nih.gov/app/#!/about

※3 データベース等には、World RePORT 等が含まれます。



# Ⅱ-第1章 提案書類の入手・提出に関する補足

# Ⅱ-1.1 提案書類様式の入手方法

AMED にて用意している提案書類の様式については AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

https://www.amed.go.jp/koubo/

# Ⅱ-1.2 提案書類の提出方法

提案書類の提出は、メール添付によることとし、提出期限内必着にて提出してください。提出期限内に到着しなかった場合は応募を受理しません。提案書等の記載に際しては、I-第4章及び研究開発提案書に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

メール応募時の留意事項は以下のとおりです。

- ・提出書類の容量が多い等やむを得ない場合は、クラウド経由での提出を許可する場合があります ので、下記メールアドレスへ提出期限に余裕をもってご連絡ください。
- ・提案書類のファイルは、PDF 形式での送付をお願いいたします。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。
- ・提案書類を受付しましたら受領の連絡をお送りします。1週間以内に受領の連絡がない場合は、 再度お手数ですがご連絡をお願いします。
- ・メール送付先 E-mail: id3daiia"AT"amed.go.jp(アドレス"AT"の部分を@に変えてください。) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 創薬事業部 創薬企画・評価課 創薬支援推進事業・産学連携による創薬 AI プラットフォーム開発 担当宛

# Ⅱ-第2章 採択に関する補足

## Ⅱ-2.1 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除

### Ⅱ-2.1.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究内容の課題に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの\*。)が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究開発課題の不採択等」という。)を行います。なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。本事業への提案時も含め、これら報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  - ※重複して提案したもののうち、片方の提案で先に採択が決まった場合、その時点で選考中の提案はご辞 退いただくか、選考中の提案採択を優先する場合は、先に決まった採択課題をご辞退いただきます。
- (B) 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、 重ねて応募があった場合
- (C) 既に採択された複数の研究開発課題の間で、重複が判明した場合
- (D) その他これに準ずる場合
  - ※所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為 及び 直接 又は間接金融による資金調達を除く。

# Ⅱ-2.1.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下、本項では、これらを「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行います。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- (B) 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間\*に対する当該研究の実施 に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- (C) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- (D) その他これに準ずる場合
  - ※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%と した場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分割合(%)」に基づきます。なお、研究者の

第I部

全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な 全仕事時間を指します。

### Ⅱ-2.1.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(1) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・ 役職に関する情報の提供

応募時に、研究開発代表者・研究開発分担者等について、e-Rad に記載のある現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)(以下「研究費に関する情報」という。)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報(以下「所属機関・役職に関する情報」という。)を応募書類にも記載してください。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行 に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ(原則として 共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ)の提出を求めま す。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守 秘義務を負っている者のみで共有されます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。 ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(2) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援<sup>※</sup>を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行で

# 第Ⅱ部

きるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

### Ⅱ-2.1.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、機構内及び他府省の他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

## Ⅱ-2.2 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ、関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

# Ⅱ-第3章 契約締結における注意事項

# Ⅱ-3.1 研究機関における規程・体制の整備等

### Ⅱ-3.1.1 公的研究費の管理条件付与及び一般管理費削減等の措置

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日制定、令和3年3月4日最終改正)、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日制定、平成29年2月23日最終改正)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき遵守していただきます。

# Ⅱ-3.2 採択後の手続き等

### **Ⅱ-3.2.1 A-POST を利用した委託研究開発契約**

採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関と AMED との間で委託研究開発契約を締結することを原則とします。なお、詳細は II-3.3 を参照してください。委託研究開発契約の締結においては、AMED 研究開発課題管理支援ツール(A-POST)をご利用頂きます。

A-POST は委託研究開発契約の締結に必要な研究開発計画書等の各種様式や研究実施後の実績報告等の各種様式を AMED と研究機関とで共有・連携するためのオンラインシステムです。利用に際し、A-POST 課題管理者の情報を登録していただきます。A-POST 課題管理者は A-POST を利用するに当たっての当該課題の責任者となりますので、所属機関で当該課題の契約事務を主に担当する方をご指定ください。A-POST 課題管理者は当該機関で当該課題に関係する研究開発代表者や事務担当者を A-POST 利用者として追加登録することが可能です。研究開発代表者ご本人が課題管理者となる事も可能ですが、運用方法については機関内でご検討いただき適切な方を課題管理者としてご応募ください。

なお、A-POSTでは個別の利用者登録とは別に、研究機関毎の利用登録が必要となります。ご自身の所属機関の機関登録がお済みでない場合は利用申込をお願いします。A-POST機関登録の有無については AMED ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認ください。

### Ⅱ-3.2.2 採択の取消し等

研究開発課題を実施する研究機関は、後述する「II-3.3.1 委託研究開発契約の締結にあたっての研究機関の責務」に記載のとおり、原則として、採択決定通知日から 90 日以内(契約締結期限)に、AMED と委託研究開発契約を締結していただく必要があります。

そして、採択後であっても、次に掲げる採択取消事由のいずれかに該当する場合には、採択を取り 消すことがあります。また、採択取消事由のいずれかに該当するにもかかわらず、それが事前に判明 せず、契約締結に至った場合には、事後に契約の解除事由になりえます。

- (A) 契約締結期限までに AMED が求める必要な書類が提出されない場合
- (B) 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
- (C) 公募の要件の不充足があった場合

# 第Ⅰ部 第Ⅱ部

- (D) 当該研究開発課題に参加予定の研究者について、研究開発期間中に申請・参加資格が制限されることが明らかである場合
- (E) 当該研究開発課題の研究開発代表者又は研究開発分担者として予定されている者の中に、不正行為等に関する本調査の対象となっている者が含まれており、その者の参加について AMED の了解を得ていない場合
- (F) 上記のほか、研究開発課題を実施する研究機関側の原因により、契約締結期限までに契約を締結できない場合(契約に定める表明保証又は遵守事項の違反がある場合を含む。)

### Ⅱ-3.2.3 研究開発タグ情報シートの提出

AMED では、研究開発タグを用いて各統合プロジェクトや疾患領域等における研究開発課題の研究目的、研究の性格、研究モダリティ、開発フェーズ、対象疾患(ICD10)、疾患領域(7分野)、特記的事項等を俯瞰的、経時的に把握することにより、事業の全体像を可視化するとともに、マネジメント機能等を強化し、異なる研究開発課題間での連携促進や今後の公募案の策定等のために役立てることとしています。このため採択課題については、研究開発代表者から、採択後の委託研究開発契約締結時に研究開発タグを AMED に提出していただきます。必要な書類(様式)については、採択後に別途ご連絡します。

#### ●注意事項

- (1) 研究開発タグは、どの研究開発課題で、どのような目的の、どのような性格を持った研究開発が、どのような開発フェーズにあるかを、対象疾患や疾患領域ごとに整理し、AMED の事業を統合プロジェクト(横軸)と疾患領域(縦軸)の観点から縦横に把握しようとするためのものです。
- (2) 研究開発タグは、所定の様式に研究目的、研究の性格、研究モダリティ、開発フェーズ、対象疾患 (ICD10)、疾患領域 (7分野)、特記的事項、その他必要事項等を選択方式で記入していただきます。
- (3) 研究開発タグの記載要領を遵守して記載してください。
- (4) 研究開発タグ項目の一部項目と記載情報を統計的に処理した公開可能な内容の情報については、他の課題情報とともに公開する場合があります。

### Ⅱ-3.2.4 不正行為等に係る表明保証

代表研究機関は、委託研究開発契約の締結に当たって、以下の(A)から(C)について表明保証する必要があります。

- (A) 本事業に参画する研究者等(再委託先を含む。)が、国又は独立行政法人等から競争的研究 費等の申請・参加資格制限措置を課された者(不正行為等の認定等を受けたことにより当該 措置が見込まれる者を含み、当該措置の期間が終了した者は除く。)ではないこと
- (B) 本事業に参画する研究者等(再委託先を含む。)が、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の不正行為等対応規則に基づく本調査の対象となっている場合は、当該内容を AMED に通知済みであること及び当該内容について AMED の了解を得ていること
- (C) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン及び関係する法令等\*に定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること
  - ※「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針 及びガイドラインを総称しています。

## Ⅱ-3.2.5 研究倫理教育プログラムの履修・履修管理

AMED は、公正な研究活動を推進するとともに不正行為等を防止するため、研究機関に対して、本事業に参画する研究者等への研究倫理教育の実施及びその履修管理を、研究者等に対して研究倫理教育プログラムの履修を義務付けています。

研究機関は、初年度の契約締結前までに研究者等(再委託先を含む。)に対して、以下のプログラム・教材により、研究倫理教育を履修させてください。

AMED は研究機関に対して研究倫理教育の履修管理状況の確認を求めることがあります。研究者等 (再委託先を含む。)の研究倫理教育の履修が確認できない場合は、本事業を一時停止又は中止することがあります。

- (1) 履修プログラム・教材
  - a) 本事業に参加する研究者等

研究機関は、本事業に参加する研究者等(再委託先を含む。)に対し、初年度の契約締結前までに以下のいずれかのプログラム・教材を履修させてください。

- ・事例から学ぶ公正な研究活動~気づき、学びのためのケースブック~(日本医療研究開発機構)
- ・研究公正に関するヒヤリ・ハット集(日本医療研究開発機構)
- ・APRIN e ラーニングプログラム(公正研究推進協会)
- ・「科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得 」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために | 編集委員会)
- ・研究機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム
- b) 臨床研究法における研究責任医師及び分担研究医師

臨床研究法においては、研究責任医師及び分担研究医師は、求められる責務に応じて当該臨床研究を適正に実施することができるよう、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な研究手法等の知識及び技術に関して、十分な教育及び訓練を受けていなければならないこととされています。対象となる研究者は、以下のいずれかを必ず受講してください。

- ・臨床研究に従事する者を対象とした臨床研究中核病院が実施する研修<sup>※1</sup>
  - ※1 臨床研究中核病院研修実施予定は、以下のウェブサイトの「臨床研究中核病院について」の項目を 確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiken.html

- ・上記に準ずるものとして研究機関が認めるもの(臨床研究中核病院以外の機関で実施されるものも含む)\*\*2
  - ※2 一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)の提供する e ラーニングプログラム(eAPRIN)、ICR 臨 床研究入門等の一定の質が担保された e ラーニングプログラムも該当し得るものとなります。
- (2) 履修状況の管理

研究機関等は、研究者等の研究倫理教育プログラムの履修状況を記録し、適切に保管してください(再委託先を含む。)。様式は、AMED ウェブサイトに掲載する「研究倫理教育プログラム履修状況」を利用してください。なお、各研究機関に同等の様式がある場合は、当該様式により管理いただいて差し支えありません。

(3) 履修状況の報告

各研究機関等は、採択初年度の契約締結日後 61 日以内に、「研究倫理教育プログラム履修の結果について」を作成し、AMED に報告してください。研究者等の研究倫理教育プログラムの履修状況の報告方法及び報告先は、以下の AMED ウェブサイトの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページを確認してください。

・履修対象者	研究開発代表者、研究開発分担者及び研究参加者
• 提出期限	採択初年度の契約締結日後 61 日以内
・管理様式	「研究倫理教育プログラム履修状況」
(例)	(各研究機関に同等の様式がある場合は、当該様式による管理で可)
・報告様式 「研究倫理教育プログラム履修の結果について」	
・ダウンロード <a href="https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/kyoiku program.html">https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/kyoiku program.html</a>	

# II-3.2.6 RIO ネットワークへの登録(研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者等)

公正な研究活動を推進するに当たっては、各研究機関が保有する研究公正に関する情報やノウハウ等を交換し、互いに協力・連携することが重要です。このため、AMED は、研究機関の研究公正関係者が気軽に情報交換ができる場を提供するための、RIO(Research Integrity Officer:研究公正担当者)ネットワーク事業を行っています。

AMED 事業に採択された場合、AMED 事業に参画する研究機関の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者(以下「研究公正責任者」という。)が RIO ネットワークのメンバーに登録されます。具体的には、契約の際に提出する「経費等内訳・契約項目シート」の「研究倫理教育責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」欄に記載された方が登録されます(必ず記入してください)。

なお、研究公正責任者以外も RIO ネットワークに登録することができます。登録を希望される方は、 AMED の RIO ネットワークのウェブサイトの案内に従って登録してください。

https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/rionetwork.html

### II-3.2.7 データマネジメントプラン(DMP)の提出

AMED は、医療分野における研究開発の発展のみならず、社会における新たな価値の創出等に資することを目的として、実施される研究開発課題、その他 AMED が支援を行う事業によって創出、取得又は収集されたデータやそのデータを加工等することによって生み出されたデータ(以下「研究開発データ」という。)の利活用を積極的に推進しています。

そのため、AMED は、研究開発データの種類、保存場所等、データの管理責任者、データシェアリングその他のデータ利活用の方針等を記載する DMP を委託研究開発契約等の締結時に提出することを義務化しています。

研究機関においては、AMED に提出する DMP に基づき研究開発データの保存・管理・公開又は共有を適切に実施してください。

必要な書類(様式)については、採択後に別途ご連絡します。

### ●注意事項

(1) 公的資金により行われる研究開発から生じるデータ等は国民共通の一種の公の財産でもあり、AMED は、現状では把握できていないデータの所在等を把握し、データの収集、質の確保、意味づけ、保存と活用等が適切かつ公正に行われるよう推進する役割があります。

# 第Ⅰ部 第Ⅱ部

- (2) AMED は、DMP で研究開発データの種類、保存場所、データの管理責任者、データの利活用・データシェアリングの方針やデータ関連人材の所在等を把握することにより、マネジメント機能等を強化し、可能な範囲で異なる研究開発課題間での連携促進や二重研究開発の回避等のために役立てることとしています。
- (3) DMP は、どの研究開発課題で、どのようなデータが産出され、誰がどこで管理しているのかを記載する ものです。
- (4) DMP には、事業年度、事業名、研究開発課題名、研究から産出されるデータ及びデータ群の総称、研究 開発データの説明、データサイエンティストの所属・氏名等、リポジトリ(保存場所)その他必要事項 等を記載していただきます。
- (5)「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」、DMP の記載要領を遵守して記載してください。 (「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」においては、DMP 提出の義務化、機能、役割等についても説明していますので、参照してください。)
- (6) 記載事項のうち公開可能な内容や記載情報を統計的に処理した情報については、他の課題情報とともに 公開する場合があります。なお、DMPの利活用についての詳細はⅡ-第6章を参照してください。
- (7) 詳しくは以下をご確認ください。https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html

# Ⅱ-3.3 契約締結

研究開発課題が採択された研究機関は、採択後、AMED と委託研究開発契約を速やかに締結できるよう、以下の(A)~(C)を準備しておく必要があります。なお、契約に必要な書類(計画書様式等)については、採択後に別途ご連絡します。

研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を基に作成いただきます。(同計画書は、各年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つにもなります。)また、研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。

- (A) 研究開発計画書及びその他契約に必要な書類の作成 https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki\_itaku.html
- (B) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (C) 会計規程、受託研究規程及び職務発明規程等(ない場合は、研究開発契約締結までに整備のこと) の整備

# Ⅱ-3.3.1 委託研究開発契約の締結にあたっての研究機関の責務

採択された研究開発課題について、研究開発課題を実施する研究機関は、AMED との間で委託研究開発契約を締結していただく必要があります。研究開発課題を実施する研究機関は、契約を締結することにより、AMED から研究開発費の支払を受け、採択された研究開発課題を実施することができるようになります。委託研究開発契約は、国の会計年度の原則に従い単年度契約です。契約に必要な書類等の契約手続の詳細は、採択後に AMED からご案内します。

委託研究開発契約は、原則として、採択決定通知日から 90 日以内(契約締結期限)に締結するものとします。 II-3.2.2 に記載のとおり、契約締結期限までに必要書類の提出がない場合や、課題評価委員会、PS、PO 等の意見を踏まえて採択決定時に付された条件が満たされていない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約は締結できず、採択決定が取り消されることがありますので、十分ご留意ください。

# 育Ⅰ部 第Ⅱ部

契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止(計画達成による早期終了を含む。)等を行うことがあります。

PS、PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

なお、国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表研究機関又は分担研究機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。(その場合、AMED が定める補助金取扱要領に従うこととします。)このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。さらに、研究計画において「代表研究機関」と「分担研究機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって「分担研究機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて国による検査や AMED による監査等に応じることを条件とします。

### Ⅱ-3.3.2 契約に関する事務処理

AMED の委託研究開発契約にかかる「事務処理説明書」\*に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

\* https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki itaku.html

### Ⅱ-3.3.3 年度末までの研究開発期間の確保

年度末まで研究開発を実施することができるよう、実績報告書の AMED への提出は、研究開発期間 の終了日から起算して 61 日以内に行っていただくこととしています。各研究機関は、この対応が、年 度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

## Ⅱ-3.3.4 研究開発費の額の確定等

当該年度の委託研究開発契約期間の終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく実績報告書を受けて行う確定検査により、研究開発費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該研究開発業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります。詳細は II-第7章を参照してください。

# Ⅱ-第4章 経理処理における注意事項

## Ⅱ-4.1 研究開発費の執行についての管理責任

研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。また、本事業に参画する研究者等は、AMED の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

### Ⅱ-4.2 研究開発費の範囲及び支払等

# Ⅱ-4.2.1 研究開発費の範囲

本事業では競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED の「事務処理説明書」<sup>\*1</sup>を参照してください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア (既製品)、書籍購入 費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・	人件費:当該研究開発のために雇用する研究員等の人件費謝
	謝金	金:講演依頼、指導・助言、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等
		の経費
	その他	上記のほか、当該研究開発を遂行するための経費
		例)
		研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、ウェブサイト
		作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費
		用、印刷費、外注費(試験・検査業務・動物飼育業務等で外注
		して実施する役務に係る経費)、ライセンス料、不課税取引等に
		係る消費税相当額等
一般管理費※	直接経費に対して一定比率(10%上限)で手当され、当該研究開発の実施	
2、※3	に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費	

- X 1 https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki itaku.html
- ※2 AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。また、一定比率は 10%を超えることはありません。なお、分担研究機関(国の施設等機関等に所属する研究者を除く。) についても、配分される直接経費に応じて一般管理費が配分されます。
- ※3国の施設等機関等(国立教育政策研究所を除く。)に所属する研究者へ間接補助金を交付する方式の場合は、対象外となります。

## Ⅱ-4.2.2 研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「事務処理説明書」の定めによるものとします。なお、手形決済、相殺決済、ファクタリングは 認められません。

#### ●注意事項

- (1) 令和3年度で終了の電算資源(スーパーコンピュータ)の供用サービスに代わり、ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-Cure)(ゲノム医療実現推進プラットフォーム・大規模ゲノム解析に向けた基盤整備)にて整備されたスーパーコンピュータを一定の目的・条件の下で利用が可能です。詳しくはゲノム医療基盤研究開発課事務局のメールアドレス < genome-supercom "AT" amed.go.jp > ("AT" の部分を@に変えてください)宛てにご相談ください。
  - \* <a href="https://www.amed.go.jp/program/kenkyu">https://www.amed.go.jp/program/kenkyu</a> unyo.html

### Ⅱ-4.2.3 研究開発費の支払

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び一般管理費の合計額を均等4分割した額を原則とします。

#### Ⅱ-4.2.4 費目間の流用

費目(大項目)ごとの当該流用に係る額が当該年度における直接経費の総額の 50%(この額が 500 万円に満たない場合は、500 万円。)を超えない場合には、研究開発計画との整合性あるいは妥当性があることを前提として AMED の承認を経ずに流用が可能です。詳細は、AMED「事務処理説明書」にて確認してください。

# Ⅱ-4.2.5 一般管理費

一般管理費の配分を受ける研究機関においては、一般管理費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。

#### Ⅱ-4.2.6 研究開発費の繰越

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、 気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し 難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。詳細は、 AMED「事務処理説明書」にて確認してください。

#### Ⅱ-4.3 取得物品の取扱い

# Ⅱ-4.3.1 取得物品の帰属

大学等<sup>※1</sup>が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、大学等に帰属するものとします。

企業等<sup>※2</sup>による取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上(消費税含む。)かつ耐用年数が1年 以上のものについてはAMED に帰属するものとしますが、当該取得物品は研究開発期間終了までの間、 研究開発のために無償で使用することができます。なお、当該期間中は、善良なる管理者の注意をも って適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

- ア 国立大学法人、公立大学法人、私立大学等の学校法人
- イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMED が認めるもの
- ※2「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

### Ⅱ-4.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い

企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、所有権が AMED に帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間\*は無償貸与し、耐用年数 経過後に AMED による評価額にて有償で譲渡することとします。ただし、いずれも AMED が当該取得 物品を使用し、又は処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。(転売して利益を得ることは認められません。)

※「耐用年数期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数となります。(工具・器具及び備品は 4 年)

## Ⅱ-第5章 研究開発における注意事項

#### Ⅱ-5.1 法令遵守

#### Ⅱ-5.1.1 法令・指針等の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令・ 倫理指針等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

適用を受ける法令・倫理指針等に基づき、研究開発計画の策定、倫理審査委員会等の承認、インフォームド・コンセント、利益相反管理、研究に係る資料・情報等の保管、個人情報の保護等の必要な手続を適切に行ってください。特に、研究開発計画に研究対象者等の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

また、研究活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用)、研究費の不正使用及び不正受給(以下「不正行為等」という。)等を防止する措置を講じることが求められます。

遵守すべき法令・倫理指針等に違反した場合は、法令に基づく処分・罰則の対象や倫理指針等に基づく指導の対象になるほか、本事業の一時停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合があります。

#### (参考) 主な関係法令・指針等

#### <主な法令>

- ・臨床研究法(平成29年法律第16号)
- ・臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号)
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- ・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- ・医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)
- ・再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)
- ・医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第21号)
- ・医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 37 号)
- ・再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第88号)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- ・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・特定胚の取扱いに関する指針(平成31年文部科学省告示第31号)
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)

#### <主な指針等>

- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理論(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27年厚生労働省告示第344号)
- ・ヒト ES 細胞の樹立に関する指針(平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号)
- ・ヒト ES 細胞の使用に関する指針(平成31年文部科学省告示第68号)
- ・ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針(平成 31 年文部科学省告示第 69 号)
- ・ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(平成 22 年文部科学省告示 88 号)

- ・ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ヒト受精环に遺伝情報と変技術等を用いる研究に関する倫理経 (平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第3号)
- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)
- ・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正)
- ・農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日 農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)
- ・遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)
- ・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)

#### くリンク先>

- ・厚生労働省 臨床研究法について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html
- ・厚生労働省 再生医療について <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou</a> iryou/iryou/saisei iryou/index.html
- ・厚生労働省 研究に関する指針について <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html</a>
- ・文部科学省 生命倫理・安全に対する取組 https://www.mext.go.jp/a menu/lifescience/bioethics/mext 02626.html

#### Ⅱ-5.1.2 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該研究開発を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制<sup>※</sup>が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国が定める法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)とリスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)があります。

## 第Ⅱ部

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)(特定類型\*に該当する居住者を含む。)に提供する場合等や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USBメモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①~③ に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります<sup>※</sup>。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出 又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、以下を 参照してください。

〇経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

(Q&A <a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ganda.html">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ganda.html</a>)

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

https://www.cistec.or.jp/

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law document/tutatu/t07sonota/t07sonota jishukanri03.pdf

〇一般財団法人安全保障貿易管理センターモデル CP(企業向け)

https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html

○安全保障貿易ガイダンス(入門編)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html

#### Ⅱ-5.1.3 経済安全保障推進法に基づく対応について(特許出願非公開制度)

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っていますが、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律(令和4年法律第43号)(以下「経済安全保障推進法」といいます。)」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・内閣府:特許出願の非公開に関する制度
https://www.cao.go.jp/keizai anzen hosho/suishinhou/patent/patent.html

#### Ⅱ-5.1.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省: 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳(外務省告示第 463 号(平成 28 年 12 月 9 日発行)) https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

#### Ⅱ-5.1.5 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、研究機関の責任において処分して ください。

#### Ⅱ-5.2 研究開発遂行

#### Ⅱ-5.2.1 代表研究機関と分担研究機関の役割等

本事業において、研究開発課題は代表研究機関及び必要に応じて分担研究機関が実施します。なお、 代表研究機関と分担研究機関の役割等詳細については、巻末の別紙を参照してください。

- (1)「代表研究機関」とは、研究開発代表者が所属する機関をいいます。原則として研究開発代表者の主たる研究場所\*1となるものであり、AMEDとは直接、委託研究開発契約\*2を締結します。 I-第3章に示す国内の研究機関等であることが必要です。
- (2)「分担研究機関」とは、代表研究機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。研究開発分担者の主たる研究場所<sup>※1</sup>となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。 海外で研究活動をする場合には、内容について AMED と契約時に必要な条件に適合するか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します(一部直接契約の分担研究機関もあります)。なお、再委託先が倒産した場合には代表研究機関にて債権管理が必要になり、AMED に対する返還義務も追うこととなります。
- (3)「研究開発代表者」とは、事業の実施期間中、応募に係る「研究開発課題」について、研究開発 実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(1名)をいいます。所属先は「代 表研究機関」です。
- (4)「研究開発分担者」とは、「研究開発代表者」と研究開発項目を分担して研究開発を実施し、当該研究開発項目の実施等の責任を担う研究者をいいます。所属先は「代表研究機関」又は「分担研究機関」のいずれかです。
- (5)「研究開発担当者」とは「研究開発代表者」と、「分担研究機関」に所属する「研究開発分担者」 のうち当該分担研究機関を代表する研究者(1名)をいいます。なお、代表研究機関と分担研 究機関の役割等詳細については、巻末の別紙を参照してください。
  - ※1 所属機関と主たる研究場所が異なる場合は、別途ご相談ください。
  - ※2 本事業における各機関との委託研究開発契約の詳細についてはⅡ-第3章を参照してください。

#### Ⅱ-5.2.2 課題の進捗管理

全ての採択課題について、PS、PO等が進捗管理を行います。その際、研究開発課題を提案する前提となる重要な研究データ(実験手法も含む)については、委託研究開発の契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります。

また、毎年度、委託研究開発契約に基づき、実績報告書の別添として、成果報告書の提出を求めます。

なお、進捗管理に当たっては、報告会の開催や、研究の進捗状況を示す書類、個別課題ごとの面談、 サイトビジット(研究実施場所における実際の研究状況の確認)等を通じて研究計画の実現を図って いきます。なお、研究開発計画書等と照らし合わせて、進捗状況により、計画の見直しや中止(早期 終了)等を行うことがあります。

#### Ⅱ-5.2.3 中間評価・事後評価等

本事業では、採択課題のうち 4 年を超える研究開発期間を予定しているものについて、研究開発開始後 3 年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度や研究開発成果等を評価します。また、4 年以下の研究開発期間を予定しているものも含め、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。

そのため、評価結果によっては、PS、PO 等の総合的な判断により AMED が中止(早期終了)を行うことがあります。

さらに、全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。

#### Ⅱ-5.2.4 利益相反の管理

AMED は、研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」又は臨床研究法施行規則第 21 条に基づき、研究機関に対して、研究開発課題に関わる研究者等の利益相反状態の適切な管理を義務付けています。

AMED は研究機関等において、研究者等(再委託先を含む。)の利益相反を適切に管理していないと 判断した場合は、改善指導、研究資金の提供の打ち切り、AMED から研究機関に対して既に交付した 研究資金の一部又は全部の返還請求等を行うことがあります。

研究機関等は、当該研究機関等が策定する規程に基づき、研究者等の利益相反の状況を適切に管理 してください(再委託先を含む。)。

研究機関等は、各年度終了後又は委託研究開発契約の終了後 61 日以内に、「利益相反管理の結果について」を作成し、提出してください。

管理・報告方法及び報告先は、以下の AMED ウェブサイトの「研究公正」の「研究開発にあたっての利益相反管理」のページを確認してください。

https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/riekisohan kanri.html

#### Ⅱ-5.2.5 健康危険情報

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)を得た場合には、所定の様式<sup>※1</sup>にて厚生労働省への通報をお願いしています。連絡先等詳細については、AMED「事務処理説明書」<sup>※2</sup>を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

- \* 1 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc
- X 2 <a href="https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki">https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki</a> itaku.html

#### II-5.2.6 研究者情報の researchmap への登録

researchmap<sup>\*</sup>は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。 また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていますので、本事業に参画する研究者は積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

%researchmap <a href="https://researchmap.jp/">https://researchmap.jp/</a>

## Ⅱ-第6章 研究開発成果における注意事項

#### Ⅱ-6.1 研究開発成果の取扱い・利活用

#### Ⅱ-6.1.1 論文謝辞等における体系的番号の記載

本事業により得られた研究開発成果等について外部発表等を行う場合は、AMED の支援の成果であること及び謝辞用課題番号を謝辞等に必ず記載してください。詳細は、AMED「事務処理説明書」にて確認してください。

https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki\_itaku.html

#### Ⅱ-6.1.2 研究開発成果報告書の提出と公表

研究機関は、実績報告書の別添として、研究成果を取りまとめた成果報告書を提出していただきます。提出期限は研究開発実施期間の終了、研究開発の完了・中止のいずれか早い日から起算して 61 日以内ですので注意してください。期限までに同成果報告書の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなりますので、提出期限は厳守してください。また、同成果報告書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

上記のほか、研究開発課題終了時の最終的な成果報告書について、研究開発代表者が取りまとめの上、提出してください。同成果報告書における一部項目は公開情報となります。適切な時期に AMED ウェブサイトおよび AMEDfind 等にて公開しますので、特許出願前の情報、特許出願中の内容であって未公開の情報、ノウハウ等営業秘密、その他未公開情報については、同成果報告書の様式に沿って非公開対象の箇所に記載してください。

#### II-6.1.3 データマネジメントプラン (DMP) (研究開発終了時の最新版) の提出と公表

研究機関は、実績報告書の別添として、DMP(研究開発終了時の最新版)を提出していただきます。 提出期限は上記報告書と同様です。

また、データシェアリングによる研究開発データの利活用という観点から、AMED からの支援を受けた研究開発に関連して創出、取得又は収集した研究開発データを利用したいと考える大学、企業その他の研究機関へ紹介する目的で、DMP(研究開発終了時の最新版)等の一部公開可能な箇所について、AMED ウェブサイト等に AMED 研究開発データ利活用カタログ\*として公開します。未公開の情報等については AMED 内で適切に管理し、必要に応じて研究開発代表者等へ詳細を確認、お問い合わせすることがあります。

X <a href="https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html">https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html</a>

#### Ⅱ-6.1.4 研究開発成果の実用化に向けた措置

研究機関においては、AMED の研究開発の成果について、国民に還元すべく、社会実装・実用化に最大限取り組むべき立場にあることを強く意識し、これに向けた必要な措置を行ってください。特に、研究成果に係る発明、ノウハウ、データ等の知的財産について最大限活用するとともに、AMED 知的財産ポリシー\*に則り、特許権等の知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、一般管理費を充当する等、研究機関の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

なお、AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課では、研究機関に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っていますので、Medical IP Desk にご相談ください。 (詳細は「◆ お問合せ先」を参照してください。) <u>https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\_policy.html</u>

#### Ⅱ-6.1.5 研究開発成果のオープンアクセスの確保

AMED は、公的資金による研究データの管理・利活用の推進(「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定))に向けて、その具体的な「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(統合イノベーション戦略推進会議(第 9 回)、令和 3 年 4 月 27日)を踏まえ、全事業・課題から創出される研究データの管理・運営の在り方と、その第三者利活用に向けたガイドラインを整備し、ライフサイエンスに大きく寄与する「データシェアリング」体制の構築(AMED 研究開発データ利活用カタログ)を目指しています。各研究機関は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果(取得データ等を含む。)のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

#### **Ⅱ-6.1.6** シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと」

医療分野の研究開発成果の早期実用化に向けて、大学等アカデミア発の研究シーズ情報と企業ニーズ情報のマッチングを早期の段階で支援するための非公開情報ネットワークシステム「AMED ぷらっと®」を、平成 30 年 4 月より稼働しました。研究シーズを企業の担当者にアピールすることができ、早期段階で企業との連携を図ることができます。そのため、医療分野の研究シーズについて積極的に当該システムへの登録をお願いいたします。なお、AMED ぷらっと®利用開始等の詳細については、AMED ぷらっと®ウェブサイト\*を参照してください。

※ AMED ぷらっと<sup>®</sup>ウェブサイト https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/amed\_plat.html

#### Ⅱ-6.1.7 創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援

AMED では、大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬事業部(以下「創薬事業部」という。)が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬事業部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究(探索研究、最適化研究等)、非臨床試験(GLP 準拠)等における技術的支援、CRO(医薬品開発業務受託機関)や CMO(医薬品製造業務受託機関)等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬事業部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED 事業のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課と調整の上、創薬事業部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬事業部に情報提供を行います。(I-第6章を参照してください。)なお、創薬事業部は研究者の要請に基づいて、上記の支援を行います。

同様に、医薬品開発に係る応募研究開発課題のうち、創薬事業部で支援を行っている、もしくは、 行っていた課題についても、その支援内容等を事業担当課に情報提供を行います。

# 第Ⅰ部 第Ⅱ部

創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援に関する照会先は、「◆ お問合せ先」を参照してください。

#### Ⅱ-6.1.8 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援

AMED では、革新的医療技術創出拠点(橋渡し研究支援機関及び臨床研究中核病院)において、アカデミア等の基礎研究の成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築しています。

革新的医療技術創出拠点が提供する各種サービス・コンサルテーション・共同設備は、当該拠点の 学内や病院内だけでなく、外部の研究機関やベンチャーを含む企業の研究者にも広くご利用いただけ ます。(支援業務やサービスの一部は各機関の規程に基づき有償。)ARO (Academic Research Organization)の支援対価の計上が研究費として認められる事業において、医療シーズの実用化研究 を計画、実施する際に革新的医療技術創出拠点による支援を希望される方は、以下の拠点一覧\*にある 問い合わせ先を参照してください。

革新的医療技術創出拠点では、医薬品・医療機器等の開発を支援するために、薬事や生物統計、プロジェクトマネジメント、知財等の専門人材に加えて、バイオマーカー評価設備、細胞調製施設、臨床試験データのセキュアな管理センターを整備し、拠点内外のシーズに対して基礎研究段階から臨床試験・治験・実用化に関する支援を行っています。また、将来の医薬品・医療機器等の研究開発を担う若手人材や医療アントレプレナーを育成するプログラムや、医療分野で実用化を目指す方向けのセミナーやシンポジウムなども開催しています。

※ 拠点一覧 https://www.amed.go.jp/program/list/16/01/001 ichiran.html

#### Ⅱ-6.1.9 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託

本事業の研究者は、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後、国内リソース拠点\*1へ当該バイオリソースを寄託\*2し、広く研究者の利用に供することが強く推奨されます。

- ※1 ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP)、理化学研究所バイオリソース研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所、大学等において整備されているバイオリソースの寄託・保存・提供を担う国内公共拠点
- ※2 当該リソースに関する諸権利は移転せずに、※1の国内リソース拠点等における利用(保存・提供)への利用を認める手続です。寄託同意書で提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用等の使用条件を付加することができます。

#### Ⅱ-6.1.10 各種データベースへの協力

(1) NBDC からのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業(<a href="https://biosciencedbc.jp/">https://biosciencedbc.jp/</a>)では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)でも、NBDC(現 NBDC 事業推進部)が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及 びデータベースのデータ提供や公開にご協力をお願いします。

# 第Ⅱ部

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベー スの概要	Integbio データ ベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベー スの収録データ	生命科学系デー タベース アーカ イブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するも の	NBDC ヒトデータ ベース	https://humandbs.dbcls.jp/

#### (2) 患者レジストリ検索システムへの登録について

クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)は、疾患登録システム(患者レジストリ)を臨床開発に利活用することで、日本国内における医薬品・医療機器等の臨床開発を活性化させることを目指し、そのための環境整備を産官学で行う厚生労働省主導のプロジェクトです。国立国際医療研究センターは、疾患登録システム(患者レジストリ)の活用促進による、効率的な医薬品・医療機器等の臨床開発の支援の一環として、国内に存在する患者レジストリに関する情報の検索システムを構築し、一般公開しています(https://cinc.ncgm.go.jp/)。患者レジストリ及びコホート研究(治験・介入研究は除く。)に係る研究開発課題で同検索システムに未登録の場合は、登録にご協力をお願いします。

#### (3) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、 AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もありえます。これらへの対応を 含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、ご協力をお願いします。

#### Ⅱ-6.2 知的財産

#### Ⅱ-6.2.1 研究開発成果の帰属

研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法(平成 12 年法律 第 44 号)第 17 条に規定される要件を満たすことを前提に、研究機関に帰属させることとします(通 称「日本版バイ・ドール規定」)。「日本版バイ・ドール規定」の目的は、知的財産権の研究機関への帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、研究機関自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、このバイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。また、研究開発成果や当該研究開発成果に係る知的財産権を、国内の子会社から国外の親会社に承継する場合は、事前にご相談ください。

#### Ⅱ-6.2.2 医療研究者・医療系学生向け知的財産教材

研究機関に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる 医療研究者・医療系学生向け知的財産教材を AMED ウェブサイト\*で公開しています。研究を実施する 前に、研究者等が知的財産教材を閲覧することを強く推奨しています。

<u>https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai\_kyouzai.html</u>

#### Ⅱ-6.2.3 リサーチツール特許の使用の円滑化

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議(現:総合科学技術・イノベーション会議))に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

#### II-6.2.4 AMED知的財産コンサルタント及びAMEDリエゾンによる知財コンサルテーション支援

AMED では、AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、知的財産戦略 や導出戦略についてコンサルテーションを無料で実施しており、コンサルテーションにおいては AMED 知的財産コンサルタント及び AMED リエゾン<sup>※1</sup>により専門的知見からサポートしております。また、当該コンサルテーションの一環として、希望に応じて、得られた研究成果の的確な知財戦略策 定のために、外部調査機関による先行文献調査等を無料で提供しています。具体的に、①研究開発の早期における適切な導出を目指した導出戦略及び知財戦略に関するコンサルテーション、②先行文献 調査、導出先調査等の知財・実用化調査、③展示会・商談会等における面談資料や面談候補先等の支援を行います。

上記支援等を希望される方は、Medical IP Desk(医療分野の知財相談窓口)にお問い合わせください。Medical IP Desk については以下のウェブサイト $^{*2}$ を参照してください。

- ※1 AMED リエゾン https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai riezon.html
- \*\* 2 Medical IP Desk https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical\_ip\_desk.html

#### Ⅱ-6.3 研究開発期間終了後の責務

#### Ⅱ-6.3.1 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究開発代表者等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。

#### Ⅱ-6.3.2 研究開発終了後の責務

課題終了後一定の時間を経過した後に、追跡調査、追跡評価を実施することがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においてもアンケートやインタビュー等を依頼しますので、ご協力をお願いします。

また、研究開発終了後においても、DMP の内容を変更(新たな研究開発データが生み出されて追加する場合や、データシェアリング方法を変更する場合など)する場合には、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」に基づき、AMED の承諾を受けることが必要です。

### Ⅱ-第7章 不正行為等への対応

#### Ⅱ-7.1 不正行為等(不正行為・不正使用・不正受給)への対応

研究機関は、本事業に採択後、本事業に参画する研究者等(再委託先等を含む。)の不正行為等(不正行為(捏造、改ざん、盗用)・不正使用・不正受給)に係る告発を受け付けた場合は、下記表のガイドライン等や、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関するガイドライン」、研究機関が定める規程に基づき、不正行為等に係る調査を実施するなど適切に対応する必要があります。

研究機関において予備調査、本調査を実施することを決定した場合は、速やかに AMED に連絡してください。

所管府省	ガイドライン等の名称
厚生労働省	・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

#### Ⅱ-7.2 本事業以外の不正行為等(不正行為・不正使用・不正受給)に係る報告

研究機関は、本事業に採択後、以下に該当する場合は、速やかに機構に報告してください。

- ・本事業に参画する研究者等(再委託先を含む。)が、本事業以外の競争的研究費等に関して、不正 行為等に係る本調査の対象となった場合
- ・本事業に参画する研究者等(再委託先を含む。)が、本事業以外の競争的研究費等に関して、不正 行為等を行った等と認定された場合

#### Ⅱ-7.3 不正行為等に対する措置

本事業に参画する研究者等(再委託先を含む。)が、本調査の対象となった場合、AMED は、研究機関に対して、研究開発の一時停止等の措置を講じることがあります。また、本事業に参画する研究者等(再委託先を含む。)が、不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合、AMED は、研究機関に対して、研究開発の一時停止、契約の解除、研究開発費の全部又は一部の返還の措置を講じることがあり、研究者に対して競争的研究費等の申請及び参加資格の制限等の措置を講じます。さらに、次年度以降委託研究開発契約を締結しないことがあります。

(参考) 申請・参加資格制限期間(概要)

■不正使用・不正受給

・不正使用(私的流用あり) : 10年・不正使用(私的流用なし) : 1~5年・善管注意義務違反者(不正関与なし): 1~2年

■不正行為(捏造、改ざん、盗用)

・不正行為を行った者 : 2~10 年間・論文等の責任を負う著者(不正関与なし): 1~3 年間

※詳細は、以下のウェブサイトを参照下さい。

https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/efforts.html

### Ⅱ-7.4 本事業で申請及び参加資格の制限が行われた場合の他の競争的研究費等における制限

本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加資格の制限が講じられた場合、関係府省に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研

究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供します。これにより、関係府省等の競争的 研究費等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

#### Ⅱ-7.5 他の競争的研究費等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者等に対する制限

本事業以外の、国又は独立行政法人等が所掌し、かつ原資の全部又は一部を国費とする研究資金 (競争的研究費等、運営費交付金も含むがこれらに限られない。)(令和 6 年度以降に新たに公募を開 始する制度も含みます。なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。)において、 不正行為等が認められ申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業へ の研究開発代表者、研究開発分担者、研究参加者としての申請及び参加資格を制限します。事業採択 後に、当該研究者の本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこ と等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の本事業への参加が明らかとなった場 合は、当該契約を解除すること等があります。

#### Ⅱ-7.6 不正事案の公表

本事業において、不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合には、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)を AMED のウェブサイトにおいて公表します。また、関係府省のウェブサイトにおいて公表されることがあります。

## Ⅱ-第8章 次世代人材育成の推進

#### Ⅱ-8.1 博士課程学生の処遇の改善

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日文部科学省科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- (※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下で の支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### Ⅱ-8.2 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年 12 月3日文部科学省科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン〜教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて〜」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、一般管理費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5〜10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、 5年程度を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の一般管理費や基盤的経費、 寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保す るよう努めてください。

## ◆ お問合せ先

本公募要領の記載内容についてご質問等がある場合には、次表に示す連絡先にお問い合わせください。 また、情報の更新がある場合は AMED ウェブサイトの公募情報\*に掲載しますので、併せて参照してく ださい。

※https://www.amed.go.jp/koubo/

照会内容	連絡先
公募や提案書類の記載方法等	公募要領の表紙をご確認ください。
研究倫理教育プログラム	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正課 E-mail: education-rcr"AT"amed.go.jp お問い合わせにあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。 https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/kyoiku program.html
利益相反管理	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正課 E-mail: amedcoi"AT"amed.go.jp お問い合わせにあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。 https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/riekisohan kanri.html
不正行為・不正使用・不正受給	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正課 E-mail: kouseisoudan"AT"amed.go.jp お問い合わせにあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。 https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/soudan kokuhatu.html
RIO ネットワーク	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正課 E-mail: rionetwork"AT"amed.go.jp お問い合わせにあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。 https://www.amed.go.jp/kenkyu kousei/rionetwork.html
Medical IP Desk(医療分野の 知財相談窓口)	AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課 E-mail: medicalip"AT"amed.go.jp
創薬支援ネットワーク及び創薬 事業部による支援	AMED 創薬事業部 創薬企画・評価課 E-mail: id3desk"AT"amed.go.jp

<sup>※</sup> お問合せはなるべく電子メールでお願いします(上記アドレス"AT"の部分を@に変えてください)。

# 代表と分担の研究機関と研究者の表記

別紙

(研究体制図の雛型ではありません)

